平成２９年（フ）第３２０号
岐阜市守口町２丁目13番地
債務者　辻　　清
1　決定年月日時　平成29年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１５７８号
名古屋市千種区千種２丁目15番５号　サンシティガーデンヒルズ千種306号
債務者　木林　昭子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０９号
山口県下関市伊倉新町２丁目２番５号　ニュー・ベェルウェル　201号
債務者　世良メディカルこと　世良　　宏
1　決定年月日時　平成29年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第２８３号
沖縄県南城市大里字高平131番地８　Ｄ－３
債務者　山入端嘉政
1　決定年月日時　平成29年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３１７号
沖縄県糸満市字賀数481番地　県営賀数団地２棟304号
債務者　赤嶺ちえみ
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１０８号
青森県弘前市大字青山３丁目17番地１　県営住宅12－２－１号
債務者　樋口　英将
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第１９１号
横浜市神奈川区羽沢南２丁目23番８号　セジュールＣ103号、申立時の住所神奈川県横須賀市船越町７丁目16番地　レジデンスマサ103
債務者　小松原泰世（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第５４１号
神奈川県秦野市下落合３番地の28　メゾンクシダ　102号、前住所神奈川県秦野市落合351番地の９　日神パレステージ秦野208号
債務者　倉冨　美紀
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５４８号
神奈川県厚木市上古沢103番地
債務者　須田　将一
1　決定年月日時　平成29年11月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５５１号
神奈川県平塚市公所234番地　市営公所谷戸住宅１－201号
債務者　山崎　善正
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５５２号
神奈川県秦野市鶴巻南４丁目１番17号　ラ・ハイデルベルク　201号
債務者　中野　実咲
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５７１号
神奈川県小田原市寿町５丁目13番19―309号、前住所山形県鶴岡市谷地興屋字木ノ下７番地２
債務者　草島　　親
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５７９号
神奈川県秦野市鶴巻北１丁目19番16号　エステートＫ　101号
債務者　湯淺　博昭
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５８４号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1205番地の７
債務者　漆田　千鶴
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５８７号
神奈川県平塚市纏128番地の１　久松ハイツ201号、前住所神奈川県平塚市中原３丁目22番17号　三栄ハイツ201号
債務者　八橋　幸子
1　決定年月日時　平成29年11月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１８０号
青森県東津軽郡平内町大字東田沢字田沢80番地
債務者　狩野　英治
1　決定年月日時　平成29年11月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係